

東京都胎児救急搬送システムの概要

参考資料7

目的

生命に危険が生じている胎児の救命を図るとともに児の予後を向上させるため、速やかに母体を搬送し、急速遂娩を実施する。

対象

産科施設等において、胎児の生命に危険が生じている可能性があり、速やかに母体搬送及び急速遂娩が必要と判断した場合

- ①常位胎盤早期剥離及びその疑いがある場合
※胎児の心拍異常（胎児心拍数モニタリング、超音波検査、ドップラー）と妊産婦の下腹痛が重要で、性器出血を伴う場合も注意
- ②早産期に胎児機能不全の徴候がある場合
（例）骨盤位の臍帯脱出、重症胎児発育不全

【対象外】

- ・母体救命搬送システム対象症例
- ・産科施設等で、母体搬送をするよりも自施設のほうが早く分娩でき、その後新生児搬送をするほうが良いと判断した場合

総合周産期母子医療センターの役割

「胎児救急」として搬送受入の要請を受けた場合、以下の例外を除き、母体搬送を受入れ、必要とする処置を行う。

例外：他の緊急疾患等の対応により、緊急帝王切開等急速遂娩が実施できない場合

胎児救急搬送の流れ

